

各児童クラブ保護者会の今後について

各児童クラブ保護者会の皆様

保護者会会計の整理方針

保護者会費で実施しているおやつ提供や行事開催等は、令和6年度から児童クラブの業務に位置づけ、より充実した内容で実施します。

そのため、現在支援員が担っている保護者会会計事務は令和5年度で終了とさせていただきます。

令和6年度以降、①保護者会を構成するか、②保護者会を構成しないかは、各クラブの保護者会で決定していただきます。

ただし、保護者会を構成して保護者会費を徴収する場合には、保護者会役員での会計事務を担当していただくことを御了承願います。

※保護者の皆様へアンケートを実施し、保護者会の今後を決定していただく予定です。（P2スケジュール参照）

保護者会費：現状の用途

おやつ



行事



クリスマス会、お楽しみ会など

その他



行事の材料、雑誌など

- ・保護者会費の額は各クラブ保護者会の設定によります。
- ・保護者会費の用途や行事の内容等も各クラブ保護者会により異なります。

令和6年度以降

指定管理者が実施

おやつ提供の平準化を図り、おやつ代を口座振替で徴収します。

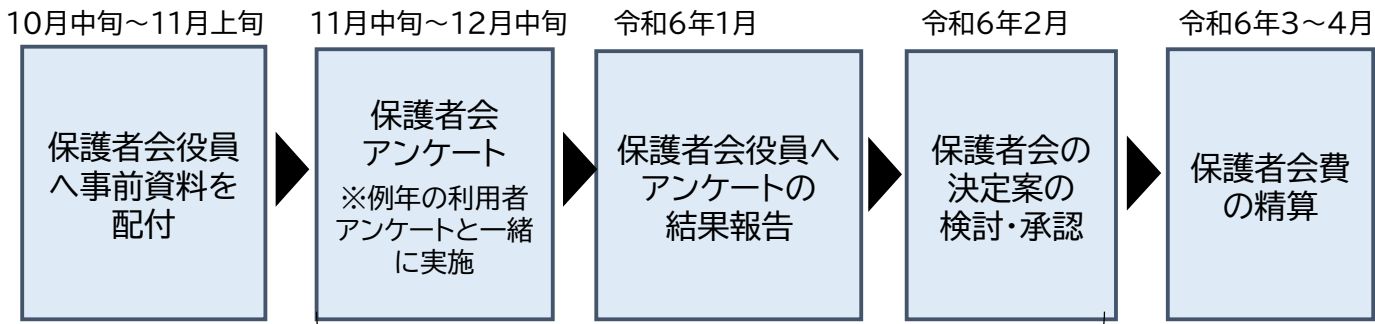
- ◆ 原則、全ての開所日におやつを提供（土曜や長期休業日含む）
- ◆ おやつ代：児童1人当たり月1,700円
※アレルギーによりおやつ持参の児童を除く
- ◆ アレルギー対応マニュアルや研修による事故防止の徹底

行事やイベント等の継続及び体験活動の充実を図ります。

- ◆ 各クラブ配当予算による行事開催や物品購入
- ◆ 指定管理者による体験プログラムの提供

各児童クラブ保護者会の今後について

令和5年度 スケジュール



<保護者会の決定>

- ①令和6年度も保護者会を構成する
- ②令和6年度は保護者会を構成しない

保護者会アンケートの結果を市で集約し、保護者会役員へ報告します。保護者会で決定案を検討・承認していただきます。

Q&A

- Q1 保護者会を構成しなくとも問題はないか？
⇒ 現在保護者会費で行っているおやつ提供や行事開催等は、児童クラブ業務として実施しますので、問題はありません。
- Q2 保護者会を構成する場合、保護者会費は多少すればよいか？
⇒ 保護者会費の有無を決めるのは保護者会の判断によります。保護者会費を徴収せずに、保護者会を構成することも可能です。なお、令和6年度以降の保護者会費の徴収に支援員は携わることはできませんので、ご了承願います。
- Q3 今まで行ってきた保護者会の主催行事を継続することは可能か？
⇒ 保護者会の主催行事を継続していただくことは可能です。
- Q4 保護者会の役員はどうやって選ぶか？
⇒ 保護者で役員構成や選出方法を考えていただきます。
- Q5 保護者会費の今までの繰越金はどうするか？
⇒ 原則、令和6年3月で保護者会費を精算するため、繰越金の用途は保護者会で検討願います。（保護者会精算フロー図参照）

お問い合わせ先

郡山市子ども政策課 放課後児童クラブ係 <市役所西庁舎3階>
住所 : 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 : 024-924-3801

<参考> 行事・イベント・体験活動の今後

現状の一例

保護者会・支援員が実施	保護者会費行事代 負担あり	保護者会費行事代 一部負担あり	行事代負担なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会 ・クリスマス会 ・ハロウィン 	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生会 ・夏祭り ・お別れ会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作教室 ・コーナー遊び ・ビンゴ大会 ・水遊び など
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別おやつ ・お弁当注文 ・工作、ゲーム、遊び ・プレゼント配付 など </div>		



令和6年度以降

指定管理者・支援員が実施	各クラブ予算	体験活動プログラム等の活用	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・各クラブ分配予算の活用（夏祭り、お楽しみ会、工作教室等） ・月1回の特別おやつの活用（ハロウィン、クリスマス会等） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 体験活動プログラム 運動や食育など、指定管理者提供の体験活動プログラム 2 地域連携 地元企業や大学等と連携したワークショップや講座 3 弁当配食サービス（利用者実費負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体・地域人材（読み聞かせサークル、将棋サークル、サッカー教室、相撲教室等）へ依頼 ・公民館事業に参加 ・市・民間企業の出前講座 ・図書室開放 ・施設見学 など

◆今まで各クラブの創意工夫により行ってきたイベントを継続しつつ、指定管理者提供のプログラムなどを活用して児童の体験活動の充実を図ります。

◆コロナ禍でイベントの振替として実施していたプレゼント配付は行わず、児童クラブでの遊びや工作、運動、交流などの体験活動として実施することとします。
 なお、プレゼント配付は保護者会が任意に実施する場合は可能ですが、集金や購入等の事務支援員は携わりません。